暗号資産に関する
トラブルにご注意ください!

○ 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやり取りされる電子データです。

○ 暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。

Point 1 金融庁・財務局での登録の有無など、暗号資産交換業者(※)の情報を確認しましょう

（※）暗号資産と法定通貨の交換や、暗号資産同士の交換を行うサービスを提供する事業者、暗号資産の管理を行う事業者など

暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。
利用する際は、登録を受けていない事業者でないか、無登録業者として警告された事業者でないか、必ず事前に確認しましょう。

金融庁・財務局のホームページで確認してください。
https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html

Point 2 マッチングアプリ等で知り合った人から投資の勧誘を受けても安易に投資しないようにしましょう

出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけに「絶対もうかる」等と持ち掛けられて投資をした結果、返金されない・出金できないなどのトラブルが発生しています。慎重な判断が必要です。

詳しい内容を知りたい方はこちら
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/

暗号資産を含む「金融サービス」に関するご相談

金融庁　金融サービス利用者相談室

0570-016811　平日10：00-17：00

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811

「不審な電話」などに関するご相談

消費者ホットライン（局番なし）

１８８

※最寄りの消費生活センター等消費生活相談窓口へつながります。

警察相談専用電話

＃9110

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

金融庁 Financial Services Agency　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　警察庁 National Police Agency